

平成28年第7回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

・ 第10次上越市交通安全計画（案）について	・・・・・・・・	1
・ 第10次上越市交通安全計画（案）の概要	・・・・・・・・	2～3
・ 第10次上越市交通安全計画（案）	・・・・・・・・	別冊

第 10 次上越市交通安全計画（案）について

計画の基本的枠組み

- ・国が作成する交通安全基本計画は、交通安全対策基本法に基づき、陸上、海上及び航空交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、中央交通安全対策会議において昭和 46 年に第 1 次の交通安全基本計画が作成され、以降 5 年ごとに作成されている。
- ・都道府県交通安全計画及び市町村交通安全計画は、それぞれ交通安全基本計画又は都道府県交通安全計画に基づき、都道府県又は市町村がその区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、交通安全対策基本法により、都道府県については、その作成が義務付けられており、市町村については、その作成が努力義務とされている。
- ・上越市交通安全計画は、上越市交通安全条例により上越市交通安全対策会議が作成することとされている。

交通安全基本計画

- 陸・海・空の交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 交通安全対策基本法（第 22 条第 1 項）に基づき作成
- 第 10 次交通安全基本計画（平成 28 年 3 月 11 日作成）
- 計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度（5 年）

新潟県交通安全計画

- 県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 国の交通安全基本計画に基づき作成
- 第 10 次新潟県交通安全計画（平成 28 年度作成）
- 計画期間：平成 29 年度～平成 32 年度（4 年予定）

上越市交通安全計画

- 市内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 新潟県交通安全計画に基づき作成

計画作成のスケジュール

平成 28 年	8 月 2 日	第 1 回交通安全対策会議
	8 月～10 月	第 10 次計画（素案）作成
	10 月 27 日	第 2 回交通安全対策会議
平成 29 年	12 月 7 日	総務常任委員会所管事務調査
	1 月	パブリックコメント実施
	2 月	第 3 回交通安全対策会議
	3 月	第 10 次計画作成・公表
	〃	パブリックコメント結果公表

第 10 次上越市交通安全計画（案）の概要

1 計画の基本理念

- 人命尊重の理念に立って、人優先の交通安全思想の普及を図るとともに、市民の主体的な取組を促進するため、参加・協働型の交通安全活動を推進し、交通事故の無い安全で安心な上越市を築き上げていくために作成する。

2 計画の性格・期間

- 上越市内における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、上越市と上越市を管轄する国及び県の行政機関等が実施する大綱
- この計画の期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間

3 交通事故等の現状

- これまでの推移（本文 P3）
 - ・ 市内の交通事故は、昭和 47 年をピークに減少傾向になったが、昭和 57 年頃を境に再び増加傾向に転じた。
 - ・ 交通事故発生件数と負傷者数については、平成 3 年にそれぞれ 1,000 件を突破したが、平成 15 年頃から減少している。
 - ・ 死者数については、増減を繰り返しながら全体的に高い数値で推移していたが、平成 15 年頃から減少傾向にある。
- 現状（本文 P3）
 - ・ 平成 24 年と平成 26 年に死者数が過去最低の 5 人に減少し、最も多かった昭和 47 年の 12%にまで減少した。

4 交通安全計画の目標と重点課題

- 第 9 次上越市交通安全計画の目標達成状況（本文 P4）
 - ・ 第 9 次計画では、「平成 28 年までに年間の交通事故死者数を 7 人以下にすることを目指す」こととし、各種施策を推進してきたが、平成 28 年 11 月 20 日時点で 10 人となり、目標を達成することができなかった。
- 第 10 次上越市交通安全計画の目標（本文 P4）
 - ・ 平成 32 年までに年間の交通事故死者数を 4 人以下にすることを目指す。
 - ※ 交通事故による死傷者を限りなくゼロに近づけることが最終目標であり、平成 24 年と平成 26 年に交通事故死者数が過去最低の 5 人となっていることから、より高い目標とする。
- 重点課題（本文 P4）
 - ・ 第 9 次計画の検証結果を踏まえ、継続性にも配慮し、引き続き次の 4 項目を重点課題に設定し、その対策の推進及び従来施策を深化することにより計画目標の達成を目指す。
 - (1) 高齢者の交通事故防止
 - (2) 歩行者及び自転車の安全確保
 - (3) シートベルト着用とチャイルドシート使用の徹底
 - (4) 飲酒運転の根絶

5 分野別施策

- 道路交通環境の整備（本文 P9）
 - ・ 道路等の整備
 - ・ 交通安全施設等の整備による交通安全の推進
 - ・ 道路使用・占用の適正化
 - ・ 総合的な駐車対策の推進
 - ・ TDM（交通需要マネジメント）の推進
 - ・ その他の道路交通環境の整備
 - ・ 事故防止対策の推進
 - ・ 災害に備えた道路交通環境の整備
- 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策（本文 P14）
 - ・ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・ 効果的な交通安全教育の推進
 - ・ 地域社会における交通安全意識の高揚
- 安全運転の確保（本文 P20）
 - ・ 運転者教育等の充実
 - ・ 事業者に対する安全運転管理の指導
 - ・ 道路交通に関する情報の収集と提供
- 道路交通秩序の維持（本文 P21）
 - ・ 交通指導取締りの強化
 - ・ 飲酒運転防止対策の強化
 - ・ 駐車秩序の確立
 - ・ 適正な交通規制の実施
- 救助・救急活動の充実（本文 P23）
 - ・ 救助・救急環境の整備拡充
 - ・ 救急医療体制の整備
- 交通事故被害者対策の推進（本文 P24）
 - ・ 無保険（無共済）車両の運行の防止
 - ・ 交通事故相談業務の推進
 - ・ 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実